

令和6年度 軽自動車税(種別割)のしおり

軽自動車税(種別割)の概要

- 毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者または使用者に課税されます。
- **月割課税制度はありません**。4月2日以降に名義変更や廃車等の手続きをされても、その年度分の税金は全額納めていただくことになります。
- 名義変更や廃車の際に正しく手続きを行わないと課税が続きます。適切な手続きが済んでいるにも関わらず納税通知書が届いている場合は、お手数でもご連絡をお願いします。

軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)について

- 軽JNKSは令和5年1月から開始されたシステムで、軽自動車検査協会窓口で納付状況の確認が可能となり、**継続検査(車検)の際に納税証明書の提示が原則不要となりました**。
ただし、小型2輪については対象外のため、従来どおり提示が必要です。
また、下記により納付の確認ができない場合は、紙の納税証明書が必要となります。
 - 納付直後のためシステムに納付情報が登録されていない ● 中古車の購入直後
(登録まで10日程度要する場合があります)
 - 他市町村へ転出した直後 ● 対象車両に過去の未納がある
- 口座振替をご利用の方の納付情報は、令和6年6月5日(水)より軽自動車検査協会窓口で確認ができる予定です。なお、口座振替で納付した方への納税証明書の送付は、**令和5年度より廃止しております**。(小型2輪は従来どおり6月中旬に送付します)

税率について

① 軽4輪車・軽3輪車

初度検査年月^{※1}(初めて車両番号の指定を受けた年月)により税率が異なります。
また、初度検査年月から13年を経過した車両は、**重課税率^{※2}**が適用されます。

種別		初度検査年月	平成23年3月以前	平成23年4月から 平成27年3月	平成27年4月以降
			重課税率	旧税率	標準税率
4輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円
3輪			4,600円	3,100円	3,900円

※1 初度検査年月は、自動車検査証(車検証)で確認できます。

※2 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び被けん引車は、重課税率適用の対象外です。

<裏面へ続きます>

② グリーン化特例（軽課）

初度検査年月が令和5年4月から令和6年3月までの車両で、電気自動車等の環境に配慮した一定の基準を満たす場合、**令和6年度に限り**税率を軽減する「グリーン化特例(軽課)」が適用されます。詳しくは市ホームページをご覧ください。【トップページ→「税金」→「軽自動車税について」内】

③ 原動機付自転車等

原動機付自転車					軽2輪	小型2輪
第1種	第1種	第2種(乙)	第2種(甲)	ミニカー		
50cc以下	特定小型原付	90cc以下	125cc以下	50cc以下	250cc以下	250cc超
2,000円			2,400円	3,700円	3,600円	6,000円

小型特殊自動車		被けん引車 雪上車
農耕作業用	その他	
2,400円	5,900円	3,600円

○小型特殊自動車に該当する**田植機**や**フォーク・リフト**などは、公道を走行しない車両であっても、登録を行ってナンバープレートを取得する必要があります。(地方税法第463条の19第1項及び鶴岡市市税条例第80条)

○同じ車種でもナンバープレートの付替えはできません。買替の場合は新たに交付を受けてください。

減免制度について

下記①～③に係る軽自動車税（種別割）について、申請により減免を受けることができます。

申請期限は**納税通知書に記載の納期限（5月31日）まで**となります。詳しくは市ホームページをご覧ください。【トップページ→「税金」→「軽自動車税について」内】

- ①身体障害者等が所有するもので、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳いずれかの交付を受け、障害の程度が減免基準に該当する方（1人1台のみで普通自動車の減免と重複はできません）
- ②構造上、身体障害者等の利用に供するもの
- ③社会福祉法人等が公益のため直接使用すると認められるもの

登録内容変更のお手続きの窓口（車種により異なります）

ナンバー	車種	窓口	受付時間	連絡先
鶴岡市	原付（125cc以下） 小型特殊自動車	鶴岡市役所 課税課諸税係 または各地域庁舎市民福祉課	8:30~17:15	0235-35-1176
庄内	軽2輪（250cc以下） 小型2輪（250cc超）	東北運輸局山形運輸支局 庄内自動車検査登録事務所	8:45~11:45 13:00~16:00	050-5540-2014
	軽4輪・軽3輪	軽自動車検査協会山形事務所 庄内支所		050-3816-1836

【税についてのお問合せ先】 鶴岡市役所 課税課諸税係 TEL：0235-35-1176（直通）